

## 公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画

### I 基本的事項

#### 1 団体の概要

団体名	揖斐川町	国調人口(H17.10.1現在)	26,192
構成団体名		職員数(H22.4.1現在)	347
		健全化判断比率の状況	<input type="checkbox"/> 財政再生基準以上 <input type="checkbox"/> 早期健全化基準以上 計画期間：

注1 団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄は、普通会計において一般職に属する常勤の職員（地方公務員法第3条3項の特別職を除く。）について、平成22年4月1日現在で記入すること。ただし、教育長及び4月1日付け退職者は除くこと。

3 「健全化判断比率の状況」欄については、繰上償還を実施しようとする年度において当該団体の健全化判断比率が財政再生基準又は早期健全化基準以上である場合、該当するものをチェックすること。その場合には、財政再生計画又は財政健全化計画の計画期間を併せて記入すること。

#### 2 財政指標等

財政力指数	0.427（平成22年度）	標準財政規模（百万円）	9,922（平成21年度）
財政力指数（臨財債振替前）	（年度）	地方債現在高（百万円）	27,185（平成21年度）
実質公債費比率（%）	12.1（平成22年度）	うち普通会計債現在高（百万円）	16,689（平成21年度）
経常収支比率（%）	83.6（平成21年度）	うち公営企業債現在高（百万円）	10,496（平成21年度）
実質収支比率（%）	5.3（平成21年度）	積立金現在高（百万円）	9,421（平成21年度）
将来負担比率	11.3（平成21年度）		

注1 財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入すること。これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告（又は報告を予定している）数値を記入すること。

なお、一部事務組合等に係る財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率については、当該一部事務組合等の構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。

また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。

2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査における年度）を混在して使用することがないように留意すること。

3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。

4 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

#### 3 合併市町村等における合併市町村基本計画等の要旨

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村の合併市町村基本計画の要旨 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村の市町村建設計画の要旨 <input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成17年1月31日] 新町の将来像を「自然と歴史が育む ふれあいと活力のある健康文化都市」と定め、主要施策は次の6つの基本方針に基づき、総合的かつ一体的な展開を図ります。 1. 自然にやさしい環境共生のまちづくり（自然・環境） 2. 安全・快適に暮らせる生活環境のまちづくり（防災・基盤整備） 3. 人にやさしい健康・福祉のまちづくり（福祉・医療） 4. 人を育てる教育・文化のまちづくり（教育・文化） 5. 活力あふれる産業振興のまちづくり（産業） 6. 新しい時代を拓く参加と交流のまちづくり（交通・情報化・コミュニティ） また、公共的施設の統合整備については、地域特性や地域バランスを考慮し、住民生活の急変に配慮して検討していきます。

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にレを付けた上で、当該市町村合併に伴い実施（予定）の行革の内容等の要旨を記入すること。また、要旨については、別紙としても差し支えないこと。

#### 4 財政健全化計画の基本方針等

区 分	内 容
計 画 名	揖斐川町公的資金繰上償還財政健全化計画
計 画 期 間	平成22年度～平成26年度
既 存 計 画 と の 関 係	揖斐川町定員管理適正化計画（平成17年度～平成26年度）
公 表 の 方 法 等	揖斐川町ホームページで公表
基 本 方 針	財政基盤の強化と効率的で安定的な行財政運営を目指し、今後も揖斐川町定員管理適正化計画の実践を推進し、課題克服のための行政改革に取り組みます。

I 基本的事項（つづき）  
5 繰上償還希望額等

（単位：千円）

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 旧簡保：年利6.5%以上 旧公庫：年利6%以上	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧公庫：年利5.5%以上 6%未満	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額			10,446.4	10,446.4
	補償金免除額			1,680.8	1,680.8
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				0.0
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				0.0

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所にて相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。  
2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。）。

6 平成22年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
普通会計債	厚生福祉施設整備事業債			10,446.4	10,446.4
小 計 (A)		0.0	0.0	10,446.4	10,446.4
出一般債等計					
小 計 (B)		0.0	0.0	0.0	0.0
合 計 (A)+(B)		0.0	0.0	10,446.4	10,446.4

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
普通会計債					
小 計 (A)		0.0	0.0	0.0	0.0
出一般債等計					
小 計 (B)		0.0	0.0	0.0	0.0
合 計 (A)+(B)		0.0	0.0	0.0	0.0

【旧公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
普通会計債					
小 計 (A)		0.0	0.0	0.0	0.0
出一般債等計					
小 計 (B)		0.0	0.0	0.0	0.0
合 計 (A)+(B)		0.0	0.0	0.0	0.0

注1 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。  
2 公営企業債のうち、当該地方公共団体の一般会計が負担するもの（一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等）については、「一般会計出資債等」欄に記入すること。

## II 財政状況の分析

区 分	内 容
財 務 上 の 特 徴	<p>揖斐川町は、平成17年1月31日に揖斐郡内1町5村の対等合併により新揖斐川町として誕生した。岐阜県の最西部に位置し、面積は803.68km<sup>2</sup>と広く、その93.0%を森林が占める中山間地域である。</p> <p>人口は、平成22年4月1日現在24,685人（H17国調人口26,192人）で、高齢化率は29.4%に達し、人口減少と高齢化が進んでいる。</p> <p>産業構造（H17国調）は、第一次産業就業者数が6.6%、第二次産業就業者数が40.9%、第三次産業就業者数が52.2%となっており、地理的な特性や地域資源を生かし、農業と観光を柱としている。</p> <p>平成21年度の決算額は、172億円で合併による特殊財政事情と国の臨時経済対策の影響もあり、標準財政規模（99億円）と比べ依然として大きくなっている。平成20年度決算における財政指標を類似団体平均と比較すると、財政力指数は0.45（対平均△0.38）でかなり下回り、経常収支比率は86.9%（対平均+3.4%）で人件費、物件費、公債費とも平均を上回っており、実質公債費比率も13.0%（対平均+2.1%）と上回っている。</p>
財 政 運 営 課 題	<p><b>課 題 ① 公債費負担の適正化</b></p> <p>合併後の地域格差是正や新町全体の一体化のための事業等の財源として発行した地方債により、地方債残高と公債費が増加している。実質公債費比率は年々減少しているものの、平成20年度決算における公債費に係る経常収支比率は24.4%であり、類似団体平均より9.1%上回っている。</p>
	<p><b>課 題 ② 給与制度・定員管理の適正化</b></p> <p>合併により職員数が類似団体と比べ多くなっている。平成20年度における人口千人当たり職員数は14.27人であり、類似団体平均より6.29人上回っている。</p>
	<p><b>課 題 ③ 公共施設の効率的運用</b></p> <p>合併により類似した公共施設があるため、その維持管理経費の占める割合が高くなっている。平成20年度決算における物件費に係る経常収支比率は13.8%であり、類似団体平均より1.1%上回っている。</p>
	<p><b>課 題 ④ 税収入の確保</b></p> <p>人口の減少や全国平均を上回る高齢化率（平成21年度末29.4%）に加え、町内に大規模な事業所が少ないことから財政基盤が弱い。今後も定住人口対策や企業誘致を積極的に進め、税収確保を図る必要がある。</p>
	<p><b>課 題 ⑤ 公営企業繰出金の適正運用</b></p> <p>水道・下水道事業等公営企業会計への繰出金については、独立採算制の観点に立ち繰出基準を明確にして一般会計の財政圧迫を軽減する必要がある。</p>
留 意 事 項	<p>1. 行政組織機構の見直し</p> <p>2. 事務事業の見直し</p>

注1 「財務上の特徴」欄は、人口や産業構造、財政構造や地域特性等を踏まえて記載すること。また、財政指標等について、経年推移や類似団体との水準比較などをし、各自工夫の上説明すること。

2 「財政運営課題」欄は、税収入の確保、給与水準・定員管理の適正合理化、公債負担の健全化、公営企業繰出金の適正運用、地方公社・第三セクターの適正な運営等、団体が認識する財政運営上の課題及びその具体的施策について、優先度の高いものから順に記入する。また、財政運営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「財政運営課題」で取り上げた項目の他に、財政運営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の財政状況の見通し

(単位：百万円)

区 分	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
地方税	2,796	3,099	3,470	3,155	3,310	3,310	3,310	3,310	3,310	3,310
地方譲与税等	708	811	600	549	504	504	504	504	504	504
地方特例交付金	98	84	22	35	43	43	43	43	43	43
地方交付税	5,630	5,286	5,277	5,583	5,712	5,785	5,656	5,531	5,408	5,289
小計(一般財源計)	9,232	9,280	9,369	9,322	9,569	9,642	9,513	9,388	9,265	9,146
分担金・負担金	122	151	231	138	116	108	108	108	108	108
使用料・手数料	312	343	362	399	381	386	390	393	397	401
国庫支出金	1,021	1,384	753	750	2,298	783	724	671	623	579
うち普通建設事業に係るもの	227	934	499	233	621	240	235	231	226	221
都道府県支出金	988	883	940	787	1,419	1,340	817	769	725	685
うち普通建設事業に係るもの	365	324	376	175	641	430	421	413	405	397
財産収入	68	62	75	105	86	70	70	70	70	70
寄附金	18	11	13	22	11	0	0	0	0	0
繰入金	487	1,233	1,072	1,384	1,047	774	74	10	0	0
繰越金	1,231	844	1,037	529	652	623	818	663	773	623
諸収入	901	1,674	4,185	277	347	224	224	224	224	224
うち特別会計からの貸付金返済額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち公社・三社からの貸付金返済額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債	1,223	3,522	1,729	1,634	1,932	2,181	1,863	1,078	1,005	945
特別区財政調整交付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
<b>歳 入 合 計</b>	<b>15,603</b>	<b>19,387</b>	<b>19,766</b>	<b>15,347</b>	<b>17,858</b>	<b>16,131</b>	<b>14,601</b>	<b>13,374</b>	<b>13,190</b>	<b>12,781</b>
人件費 a	2,896	2,741	2,793	2,682	2,572	2,532	2,510	2,428	2,385	2,282
うち職員給	2,030	1,928	1,962	1,868	1,769	1,742	1,726	1,670	1,640	1,570
物件費 b	2,213	2,731	2,584	2,131	2,319	2,087	1,878	1,690	1,521	1,369
維持補修費 c	84	64	48	51	44	44	45	45	46	46
a + b + c = d	5,193	5,536	5,425	4,864	4,935	4,663	4,433	4,163	3,952	3,697
扶助費	675	723	760	795	815	855	898	943	990	1,039
補助費等	1,401	1,621	1,609	1,640	2,147	1,932	1,739	1,565	1,409	1,268
うち公営企業(法適)に対するもの	92	99	98	102	108	102	102	98	98	93
普通建設事業費	3,617	6,094	3,136	2,445	4,566	3,628	2,840	1,886	1,851	1,834
うち補助事業費	650	2,477	1,115	589	1,076	480	471	461	452	443
うち単独事業費	2,967	3,617	2,021	1,856	3,490	3,148	2,369	1,425	1,399	1,391
災害復旧事業費	199	174	57	333	300	0	0	0	0	0
失業対策事業費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公債費	2,258	2,226	2,392	2,332	2,200	1,990	1,955	1,942	2,034	2,239
うち元金償還分	2,007	1,937	2,092	2,049	1,935	1,739	1,697	1,674	1,768	1,980
積立金	322	821	4,718	897	900	847	647	647	847	647
貸付金	4	9	4	4	4	4	4	4	4	4
うち特別会計への貸付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち公社、三社への貸付金	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0
繰出金	1,090	1,122	1,130	1,382	1,367	1,394	1,422	1,451	1,480	1,509
うち公営企業(法非適)に対するもの	437	442	347	611	442	463	456	449	442	433
その他	0	25	7	3	1	0	0	0	0	0
<b>歳 出 合 計</b>	<b>14,759</b>	<b>18,351</b>	<b>19,238</b>	<b>14,695</b>	<b>17,235</b>	<b>15,313</b>	<b>13,938</b>	<b>12,601</b>	<b>12,567</b>	<b>12,237</b>

【財政指標等】

(単位：百万円、人)

区 分	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
形式収支	844	1,036	528	652	623	818	663	773	623	544
実質収支	753	926	521	538	526	818	663	773	623	544
標準財政規模	8,485	8,534	8,878	9,655	9,922	9,976	10,156	10,001	9,851	9,705
財政力指数	0.375	0.407	0.438	0.452	0.446	0.427	0.414	0.411	0.420	0.428
実質赤字比率 (%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
經常収支比率 (%)	86.7	85.6	86.1	86.9	83.6	82.5	78.1	76.4	76.1	76.3
実質公債費比率 (%)	14.3	14.2	13.4	13.0	12.1	10.8	9.9	9.4	10.1	11.7
地方債現在高	15,886	17,470	17,108	16,693	16,689	17,131	17,297	16,701	15,938	14,903
積立金現在高	6,856	6,443	10,027	9,543	9,421	9,494	10,067	10,704	11,551	12,198
財政調整基金	1,346	933	1,018	921	1,273	1,643	1,932	2,228	2,631	2,934
減債基金	1,161	1,039	849	693	696	699	702	1,005	1,408	1,711
その他特定目的基金	4,349	4,471	8,160	7,929	7,452	7,152	7,433	7,471	7,512	7,553
職員数	389	383	368	357	347	343	331	322	305	294

注 実質公債費比率は、平成21年度(平成18年度から平成20年度までの3か年平均)の数値を基準年度とした場合は平成20年度欄に、平成22年度(平成19年度から平成21年度までの3か年平均)の数値を基準年度とした場合は平成21年度欄に、それぞれ記入すること。

IV 行政改革に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 合併予定市町村等にあつてはその予定とこれに伴う行革内容	③	<p>〔合併期日：平成17年1月31日〕新町の将来像を「自然と歴史が育む ふれあいと活力のある健康文化都市」と定め、主要施策は次の6つの基本方針に基づき、総合的かつ一体的な展開を図ります。</p> <p>1. 自然にやさしい環境共生のまちづくり（自然・環境） 2. 安全・快適に暮らせる生活環境のまちづくり（防災・基盤整備）            3. 人にやさしい健康・福祉のまちづくり（福祉・医療） 4. 人を育てる教育・文化のまちづくり（教育・文化）            5. 活力あふれる産業振興のまちづくり（産業） 6. 新しい時代を拓く参加と交流のまちづくり（交通・情報化・コミュニティ）</p> <p>また、公共施設の統合整備については、地域特性や地域バランスを考慮し、住民生活の急変に配慮して検討していきます。</p>
2 経常経費の見直し		
○ 定員管理	②	<p>「揖斐川町定員管理適正化計画」を平成18年3月に策定し、適正な職員数への削減と適正配置に努めている。本計画では、一般行政部門から公営企業部門までの全部門を対象として、平成17年4月1日から5年間で39人の純減（平成22年4月1日職員数378人）、10年間で100人の純減（平成27年4月1日職員数317人）を目標としている。平成22年4月1日現在の職員数は360人（普通会計ベース347人）であり、計画を上回る削減となっている。</p> <p>また、町議会議員定数についても平成21年3月に8人の削減（定数26人を18人）を行っている。</p>
○ 給与のあり方		
◇ 給与構造の見直し、地域手当のあり方	②	<p>国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを実施しており、平成18年度から試行的に「人事評価制度」を導入し、平成22年度には本格運用を開始し、職員の能力と実績を反映できる給与制度への転換を進めている。また、特殊勤務手当についても更なる見直しを行い、平成19年度から制度の趣旨に合致しない3特殊勤務手当を廃止した。地域手当については、支給対象地域ではない。</p>
◇ 技能労務職員の給与のあり方	②	<p>今後も国に準拠した形で適正な給与制度の運用を図り、退職不補充を基本とし、臨時職員やアウトソーシングにより職員数の削減を目指すことを内容とした「技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針」を平成20年6月に策定し、町ホームページで公表している。</p>
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	②	<p>岐阜県市町村職員退職手当組合に加入しており、支給水準は国の制度に準じている。退職時特別昇給については、「揖斐川町職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則」及び「揖斐川町職員勸奨退職に関する要綱」の改正を行い、平成18年度から廃止している。</p>
◇ 福利厚生事業のあり方	②	<p>岐阜県市町村職員共済組合に加入しており、事業主としての負担割合は1/2である。</p>
○ 物件費、維持補修費等の見直し	③	<p>公共施設の見直しについて、平成21年度にそれまでの検討結果を踏まえた「町有施設の管理運営の方向性見直し実施計画」を策定し、全567施設の休廃止も含めた管理運営の方向性の最終案を取りまとめ、各地域審議会等にも諮り、町有施設の管理運営の方向性を決定した。平成22年度以降順次この方向性に沿って管理運営等の見直しを実施していく。なお、学校給食センターの統合整備については、平成21年度に完了している。</p>
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	③	<p>平成17年12月に「揖斐川町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」を制定し、平成18年度から指定管理者制度を導入している。公共施設の見直しの中で各施設の管理形態について、指定管理への移行を検討する施設については、今後も順次実施していく。平成22年4月現在103施設について指定管理しており、毎年指定管理料の見直しを行い、経費節減を図っている。</p>
○ その他	④	<p>納税者の公平性を確保する観点からも、町民税及び固定資産税の前納報奨金制度の廃止を検討する。</p>

IV 行政改革に関する施策（つづき）

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
3 地方税の徴収率の向上、売却可能資産の処分等による歳入の確保	④	徴収担当職員（3名）を設け差押え等滞納整理を行い、差押え物件のインターネット公売を実施し、平成20年度からコンビニ納付制度も導入して徴収率の向上に努めている。 普通財産の整理を行い、売却可能資産については今後も処分を継続的に検討していく。（平成21年度実績：土地売却収入7,479千円、公用車売却収入2,536千円）
4 地方公社の改革や地方独立行政法人への移行の促進		揖斐川町土地開発公社は保有土地の管理のみを行っているものであり、現在保有土地の整理を検討継続中である。
5 行政改革や財政状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 行政改革や財政状況に関する情報公開		
◇ 給与及び定員管理の状況の公表	②	平成17年3月に「揖斐川町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を制定し、平成17年度から毎年町広報紙に各種状況を掲載して公表している。また、「揖斐川町定員管理適正化計画」を平成18年3月に策定し、町ホームページで公表している。
◇ 財政情報の開示	⑤	「揖斐川町財政事情の作成及び公表に関する条例」による毎年半期ごとの財政状況、主要な財政指標について類似団体間で比較分析を行った財政比較分析表、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」による健全化判断比率及び資金不足比率について町ホームページ等で公表している。今後も普通会計に加え公営企業会計等も含めた揖斐川町の総合的な財政状況について、住民に分かりやすい形での開示に努めていきます。
○ 行政評価の導入		「揖斐川町集中改革プラン」において町の自治体経営をトータル的に評価し、施策、予算、人事に反映できる仕組みとして揖斐川町行政経営システムの構築を掲げており、事務事業の目標管理による見直しとその結果の予算、人事への反映について試行と検討を重ねており、早期のシステム構築を図りたい。
6 その他	① ② ③	①公債費負担の適正化 平成21年度地方債発行額は1,171百万円（臨時財政対策債除く）であり、対前年度では27百万円増加したが対前前年度では98百万円の減少となった。今後も地方債発行額の抑制に努めるとともに地方交付税措置が高い有利な地方債だけを発行していく計画である。 ②③行政組織機構の見直し 合併後旧村5地域ごとに5つの振興事務所を設置しているが、各地域審議会で協議しながら事務統合を行い、組織を順次縮減する計画である。

- 注1 上記区分に応じ、「II 財政状況の分析」の「財政運営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を「IIの課題番号」欄に記入すること。
- 2 今後行う行政改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている団体については、更なる行政改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する団体については、計画前5年間に取り組んできた行政改革に関する施策についても記入すること。
- 3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う行政改革推進効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。
- 4 財政状況が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態であっても、財政状況を良好な状態に維持するため又は更なる財政健全化のために講ずることとしている歳入確保策・歳出削減策等があれば、当該施策を記入すること。
- 5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う行政改革推進効果【新規計画策定団体】

1 主な課題と取組及び目標

課題	取組及び目標
1 経常経費の見直し	②<定員管理>公営企業部門も含めた全職員数を平成22年度360人から平成27年度までに317人とする目標を上回る削減に努める。 ③<物件費等の見直し>公共施設の管理運営等の見直しを実施していく。 ④<その他>町民税及び固定資産税の前納報奨金制度廃止を検討する。
2 公債費負担の健全化（地方債発行の抑制等）	①地方債発行額の抑制に努めるとともに地方交付税措置が高い有利な地方債だけを発行していく計画である。
3 公営企業会計に対する基準外繰出しの解消	⑤簡易水道及び農業集落排水施設等使用料については、合併後から地域間格差調整を実施し、簡易水道は平成20年度に、農業集落排水施設等は平成21年度に統一料金として収入増加を図っている。今後も経費削減に努め、経営の健全化を推進し、基準外繰出金の基準を明確にして一般会計の財政圧迫を軽減していく。
4 その他	

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。  
なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」又は「財政再生計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。  
2 各項目への記入に当たっては、Ⅳに掲げた施策又は財政健全化法に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。  
3 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標

（単位：人、百万円）

課題	項目	実績					計画前5年度実績	目標					計画合計		
		平成17年度 （計画前5年度） （決算）	平成18年度 （計画前4年度） （決算）	平成19年度 （計画前3年度） （決算）	平成20年度 （計画前2年度） （決算）	平成21年度 （計画前年度） （決算見込）		平成22年度 （計画初年度）	平成23年度 （計画第2年度）	平成24年度 （計画第3年度）	平成25年度 （計画第4年度）	平成26年度 （計画第5年度）			
	実質公債費比率（%）	14.3	14.2	13.4	13.0	12.1		10.8	9.9	9.4	10.1	11.7			
	地方債現在高	15,886	17,470	17,108	16,693	16,689		17,131	17,297	16,701	15,938	14,903			
1	物件費（施設維持管理等委託料）					1,162		1,156	1,156	1,156	1,156	1,156			
	改善効果額						0	6	6	6	6	6	30		
							計画前5年間改善効果額 合計	0						改善効果額 合計 A	30

注1 歳出削減策のみならず、歳入確保策についても幅広く検討の上、記入すること。  
2 「課題」欄については、「1 主な課題と取組及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。  
3 「Aのうち公営企業加算分 B」欄については、平成19年度から平成21年度までの間に当該団体の公営企業会計において公的資金補償金免除繰上償還の適用を受け、平成22年度以降に引き続き当該公営企業会計において公的資金補償金免除繰上償還の適用を受ける場合であって、当該公営企業会計における経営改革の改善効果額が当該公営企業会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること（ただし、公営企業会計に加算できる改善効果額は、普通会計に係る改善効果額が旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る部分に限る。）。

改善効果額 合計 A	30
Aのうち公営企業会計加算分 B	
（Bの内訳）〇〇会計への加算額	
〇〇会計への加算額	
A－B	30
<参考>補償金免除額（旧資金運用部資金）	2

